

ルールを守ってよりよい社会を 行政手続条例を改正しました

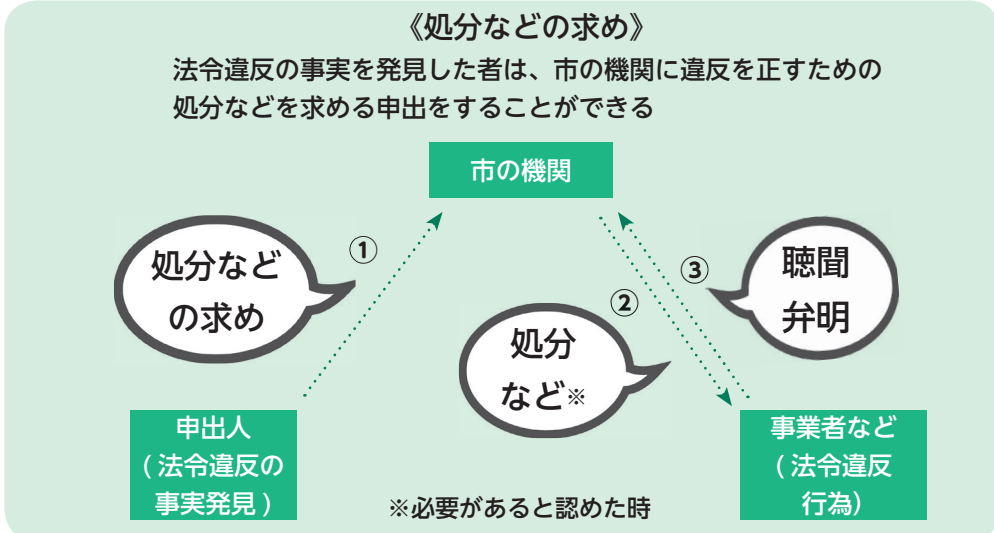
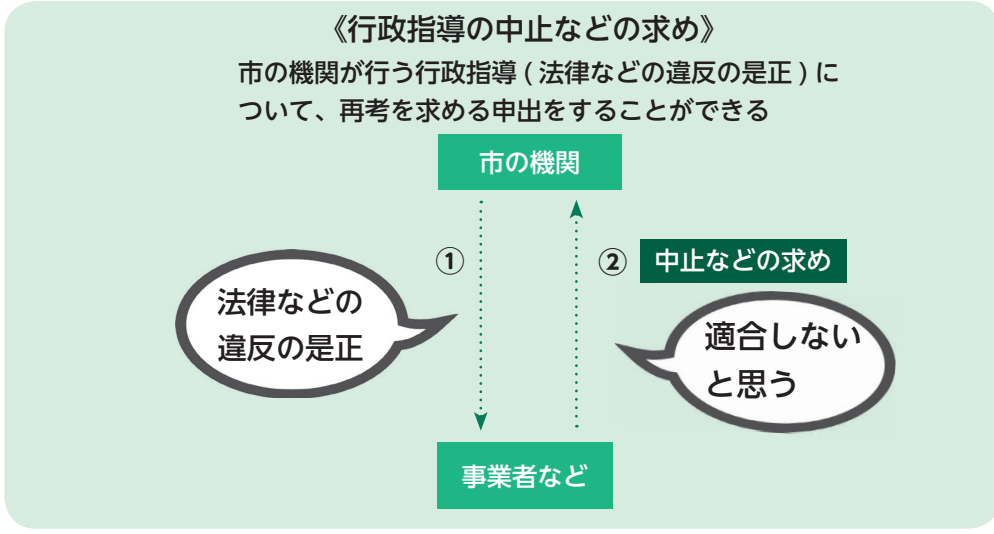
行政手続条例とは、申請や届出、行政指導などの手続きに関するルールを決めて、公正で透明性のある運用と市民の皆さんの権利や利益を保護しようとする条例です。
 4月1日から、さらに公正で透明性のある制度となるよう、条例を改正しました。主な改正内容は次のとおりです。

●問い合わせ●
 行政体制整備室
 ☎ 829-1124

安心して暮らすために 介護保険制度の説明会

●問い合わせ●
 介護保険課
 ☎ 829-1163

介護保険制度の改正の概要について、次のとおり説明会を開催します。今月号の折り込み「介護保険お知らせ便」でも介護保険制度のしくみや保険料などについて紹介していますのでご覧ください。



●詳しくは、ホームページ [長崎市 行政手続制度](#) 検索

期日	場所	開始時間	期日	場所	開始時間
5/19 (火)	香焼公民館	14:00	6/1 (月)	琴海南部文化センター 琴海さざなみ会館	10:00
5/20 (水)	三川地区ふれあいセンター 福田地区公民館	10:00	6/2 (火)	仁田・佐古地区ふれあいセンター 小島地区ふれあいセンター	
5/21 (木)	脇岬地区公民館 野母崎樺島地区公民館	15:00	6/3 (水)	滑石地区ふれあいセンター 滑石公民館	10:00
5/22 (金)	戸町地区ふれあいセンター 橘地区ふれあいセンター	10:00	6/4 (木)	横尾地区ふれあいセンター 三重地区公民館	10:30
5/25 (月)	琴海文化センター 西公民館		6/5 (金)	手熊地区公民館 式見地区公民館	
5/26 (火)	深堀地区公民館 緑が丘地区ふれあいセンター	14:00	6/8 (月)	外海ふるさと交流センター	10:30
5/27 (水)	北公民館		6/9 (火)	高浜地区公民館 野母地区公民館	
5/28 (木)	蚊焼地区公民館 川原地区公民館 大浦地区公民館	10:00 14:00			
5/29 (金)	三重地区市民センター 上長崎地区ふれあいセンター	10:00			

●時間はすべて1時間半程度を予定しています。
 ●駐車場がない施設がありますので、車でのご来場はご遠慮ください。